

# 伊 勢 市 公 報

第 2 号  
平成 17 年 12 月 5 日  
月 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
市道の路線の認定について	3
平成 17 年度暫定予算の要領について	4
<b>選挙管理委員会告示</b>	
伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙関係	
・ ポスター掲示場の設置について	68
永久選挙人名簿関係	
・ 転出による永久選挙人名簿の抹消について	87
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	88
・ 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数について	89
伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙関係	
・ 選挙期日を定めることについて	90
・ 開票事務と選挙会事務の合同について	91
・ 選挙運動従事者報酬最高額について	92
・ 選挙会の日時及び場所を定めることについて	94
・ 選挙運動費用収支報告書の公表の方法について	95
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	96
・ 選挙長の行う告示の方法について	97
・ 期日前投票管理者・同職務代理者の選任について	98
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	101
・ 選挙運動に関する支出金額の制限額について	104
伊勢市長選挙選挙長告示	
・ 候補者の届出について	105
伊勢市議会議員選挙長告示	
・ 候補者の届出について	106
・ 選挙立会人となるべき者のくじについて	109
伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙関係	
・ 当選人の氏名について（市長）	111
・ 当選人の氏名について（市議）	112
伊勢市農業委員会委員選挙関係	
・ 不在者投票用紙等の交付場所を定めることについて	114
・ 投票区の設置について	115
永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	116
在外選挙人名簿関係	

・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	117
<b>上下水道事業管理告示</b>	
伊勢市指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止について	118
公共下水道の供用開始について	119
<b>公 告</b>	
犬の抑留について	120
犬の抑留について	121

## 伊勢市告示第 21 号

### 市道の路線の認定について

道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持管理課において一般の縦覧に供します。

平成 17 年 11 月 25 日

伊勢市長職務執行者 中 北 隆 敏

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
中村楠部 17 - 1 号線	楠部町字乃木地内		
	楠部町字乃木地内		

伊勢市告示第 22 号

平成 17 年 11 月 1 日専決処分をした平成 17 年度暫定予算の要領は、次のとおり

です。

平成 17 年 11 月 30 日

伊勢市長 加 藤 光 徳

## 平成 17 年度 伊勢市一般会計暫定予算

平成 17 年度 伊勢市の一般会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

### (歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 22,913,673 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出暫定予算」による。

### (継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

### (繰越明許費)

第 3 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

### (債務負担行為)

第 4 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 4 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第5条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第5表 地方債」による。

(一時借入金)

第6条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第7条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市税		5,766,844
	1 市民税	2,419,535
	2 固定資産税	2,588,577
	3 軽自動車税	5,453
	4 市たばこ税	323,945
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	813
	7 都市計画税	428,520
2 地方譲与税		551,042
	1 所得譲与税	254,811
	2 自動車重量譲与税	222,869
	3 地方道路譲与税	73,362
3 利子割交付金		32,089
	1 利子割交付金	32,089
4 配当割交付金		16,881
	1 配当割交付金	16,881

款	項	金額
5 株式等譲渡所得割交付金		5,587
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,587
6 地方消費税交付金		574,867
	1 地方消費税交付金	574,867
7 ゴルフ場利用税交付金		5,638
	1 ゴルフ場利用税交付金	5,638
8 自動車取得税交付金		190,528
	1 自動車取得税交付金	190,528
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金		41,900
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	41,900
10 地方交付税		3,218,604
	1 地方交付税	3,218,604
11 交通安全対策特別交付金		9,238
	1 交通安全対策特別交付金	9,238
12 分担金及び負担金		393,743
	1 負担金	393,743
13 使用料及び手数料		155,291



	1 使用料	128,636
	2 手数料	26,655
14 国庫支出金		3,144,479
	1 国庫負担金	1,440,240
	2 国庫補助金	1,643,125
	3 委託金	61,114
15 県支出金		1,546,776
	1 県負担金	497,998
	2 県補助金	878,833
	3 委託金	169,945
16 財産収入		11,505
	1 財産運用収入	10,062
	2 財産売払収入	1,443
17 寄附金		25,976
	1 寄附金	25,976
18 繰入金		446,797
	1 基金繰入金	445,959
	2 特別会計繰入金	838
19 諸収入		2,631,488

款	項	金額
	1 延滞金、加算金及び過料	3,212
	2 市預金利子	52
	3 貸付金元利収入	113,720
	4 受託事業収入	10,202
	5 雑入	2,504,302
20 市債		4,144,400
	1 市債	4,144,400
歳入	合計	22,913,673

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議会費		150,980
	1 議会費	150,980
2 総務費		3,781,321
	1 総務管理費	3,004,904
	2 地域振興費	180,014
	3 徴税費	257,858
	4 戸籍住民基本台帳費	110,734
	5 選挙費	146,042
	6 統計調査費	64,854
	7 監査委員費	16,915
3 民生費		5,350,994
	1 社会福祉費	1,206,377
	2 老人福祉費	1,306,457
	3 児童福祉費	1,914,762
	4 生活保護費	875,517
	5 人権政策費	39,200
	6 国民年金事務費	8,681

款	項	金額
4 衛生費		2,394,081
	1 保健衛生費	1,477,903
	2 清掃費	916,178
5 労働費		48,329
	1 労働諸費	48,329
6 農林水産業費		749,029
	1 農業費	554,725
	2 林業費	67,220
	3 水産業費	127,084
7 商工費		91,503
	1 商工費	91,503
8 観光費		56,491
	1 観光費	56,491
9 土木費		3,683,713
	1 土木管理費	103,199
	2 道路橋梁費	1,463,769
	3 河川費	777,483

	4 港湾海岸費	8,070
	5 都市計画費	1,136,404
	6 住宅費	194,788
10 消防費		1,192,325
	1 消防費	1,192,325
11 教育費		2,691,314
	1 教育総務費	373,605
	2 小学校費	837,303
	3 中学校費	692,959
	4 幼稚園費	97,007
	5 社会教育費	367,319
	6 保健体育費	323,121
12 災害復旧費		5,037
	1 農林水産業施設災害復旧費	9
	2 公共土木施設災害復旧費	5,016
	3 文教施設災害復旧費	9
	4 その他公共施設・公用施設災害復旧費	3
13 公債費		2,673,628
	1 公債費	2,673,628

款	項	金額
14 諸支出金		2
	1 普通財産取得費	2
15 予備費		44,926
	1 予備費	44,926
歳	出	合
		計
		22,913,673

## 第 2 表 繼 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年 割 額
4 衛 生 費	2 清 掃 費	廃棄物投棄場管理一般事業 ( 廃棄物投棄場ごみ分別処理事業 )	千円		千円
			73,770	平成17年度	13,770
				平成18年度	15,000
				平成19年度	15,000
				平成20年度	15,000
			平成21年度	15,000	
9 土 木 費	2 道 路 橋 梁 費	小俣1号線整備事業	82,735	平成17年度	28,702
				平成18年度	54,033
		小俣20号線整備事業	358,767	平成17年度	58,757
				平成18年度	100,010
				平成19年度	200,000
		道路改良事業 ( 小俣11号線道路改良事業 )	25,000	平成17年度	5,000
				平成18年度	20,000
		本町周辺道路整備事業	156,757	平成17年度	6,757
				平成18年度	150,000

款	項	事業名	総額	年度	年割額
	3 河川費	排水施設整備事業 (湯田地内幹線排水路設置事業)	64,263	平成17年度	24,263
				平成18年度	40,000
	5 都市計画費	都市計画道路整備事業	793,936	平成17年度	89,459
				平成18年度	203,147
				平成19年度	203,110
				平成20年度	203,110
				平成21年度	95,110
		野村公園整備事業	67,014	平成17年度	14,539
				平成18年度	52,475
	6 住宅費	二俣団地市営住宅改築事業(第二期)	156,013	平成17年度	92,069
平成18年度				63,944	
11 教育費	2 小学校費	有緝小学校校舍改築事業	1,187,159	平成17年度	471,126
				平成18年度	716,033
	3 中学校費	中学校整備事業 (小俣中学校運動場拡張整備事業)	204,732	平成17年度	71,285
				平成18年度	133,447



第 3 表 繰越明許費

款	項	事業名	総額
9 土木費	2 道路橋梁費	大湊川線整備事業	千円 128,085
	3 河川費	準用河川桧尻川改修事業	32,530
		排水路維持改良事業（日赤前幹線排水路整備事業）	33,350
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋梁災害復旧事業	4,991

第 4 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
三重県信用保証協会の 融資保証に対する損失補償	自 平成17年11月 1日 至 平成18年 3月31日	1,638 千円 伊勢市が斡旋した小規模事業資金貸付金融資の債務 保証残高5,458千円の30%以内の額
伊勢市土地開発公社の事業 運営資金に対する損失補償	自 平成17年11月 1日 至 平成18年 3月31日	2,000,000 千円 伊勢市土地開発公社が、その事業運営資金として 借入れた元金及び年5.0%以内の利子の額
伊勢市養護老人ホーム 万亀会館管理運営事業	自 平成 17 年度 至 平成 21 年度	860,803 千円
いせ市民活動センター 管理運営委託	自 平成 17 年度 至 平成 20 年度	49,885 千円
国際交流事業	自 平成 17 年度 至 平成 18 年度	7,100 千円
コンビニエンスストア 収納代行業務	自 平成 17 年度 至 平成 18 年度	755 千円
県営施設整備事業(下外城田) 補助金(宮川用水)	自 平成 17 年度 至 平成 24 年度	1,901 千円
県営施設整備事業(明野・東豊浜) 補助金(宮川用水)	自 平成 17 年度 至 平成 24 年度	1,172 千円

事 項	期 間	限 度 額
県営施設整備事業（御園） 補助金（宮川用水）	自 平成 17 年度 至 平成 24 年度	349 千円
県営施設整備事業（城田・西豊浜） 補助金（宮川用水）	自 平成 17 年度 至 平成 23 年度	216 千円
県営施設整備事業（明野・東豊浜） 補助金（宮川用水）	自 平成 17 年度 至 平成 22 年度	533 千円
県営施設整備事業（城田・西豊浜） 補助金（宮川用水）	自 平成 17 年度 至 平成 22 年度	255 千円
県営施設整備事業（宮川・下外城田） 補助金（宮川用水）	自 平成 17 年度 至 平成 24 年度	107 千円
県営施設整備事業（明野・東豊浜地区） 補助金（宮川用水）	自 平成 17 年度 至 平成 22 年度	533 千円
県営施設整備事業（宮川・下外城田） 補助金（宮川用水）	自 平成 17 年度 至 平成 22 年度	267 千円
汁谷川排水機場維持管理適正化事業費	自 平成 18 年度 至 平成 19 年度	20,340 千円

## 第 5 表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
一宇郷総合整備事業債	千円 117,100	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公 営企業金融公庫資金につい て、利率の見直しを行った 後においては当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫 資金についてはその融通条件によ り、銀行その他の場合にはその債権 者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
公文書館整備事業債	27,800			
農道整備事業債	31,900			
湛水防除事業債	8,500			
漁港整備事業債	26,400			
海岸局部改良事業債	15,100			
臨時地方道整備事業債	273,500			
地方特定道路整備事業債	140,000			
防衛施設周辺整備事業債	68,300			
県施行道路橋梁整備事業債	4,000			
橋梁耐震対策事業債	13,500			
準用河川改修事業債	259,000			
臨時河川等整備事業債	148,000			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
排水路改修事業債	千円 24,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公 営企業金融公庫資金につい て、利率の見直しを行った 後においては当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫 資金についてはその融通条件によ り、銀行その他の場合にはその債権 者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
市町村合併推進事業債	134,600			
まちづくり交付金事業債	63,000			
街なみ環境整備事業債	49,300			
やさしい公園づくり事業債	15,400			
都市下水路事業債	25,000			
公営住宅建設事業債	81,600			
防災対策事業債	121,300			
消防設備整備事業債	7,500			
消防施設整備事業債	131,400			
学校校舎改築事業債	129,400			
学校エレベーター設置事業債	17,000			
学校校舎大規模改修事業債	226,700			
学校グラウンド改修事業債	30,900			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
山田奉行所記念館整備事業債	千円 36,900	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる政府資金及び公 営企業金融公庫資金につい て、利率の見直しを行った 後においては当該見直し後 の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫 資金についてはその融通条件によ り、銀行その他の場合にはその債権 者との協定によるものとする。 ただし、市財政の都合により据置 期間及び償還期限を短縮し、又は繰 上償還もしくは低利に借換えするこ とができる。
地域再生事業債	169,900			
減税補てん債	202,600			
臨時財政対策債	1,642,500			
計	4,242,600			

## 平成 1 7 年度 伊勢市国民健康保険特別会計暫定予算

平成 1 7 年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 , 2 9 6 , 4 7 5 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出暫定予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 国民健康保険料		1,424,995
	1 国民健康保険料	1,424,995
2 国民健康保険税		297,414
	1 国民健康保険税	297,414
3 国庫支出金		1,814,342
	1 国庫負担金	1,207,863
	2 国庫補助金	606,479
4 療養給付費等交付金		1,463,231
	1 療養給付費等交付金	1,463,231
5 県支出金		350,775
	1 県負担金	31,245
	2 県補助金	319,530
6 共同事業交付金		80,892
	1 共同事業交付金	80,892
7 財産収入		147
	1 財産運用収入	147



8 繰入金		792,762
	1 他会計繰入金	354,199
	2 基金繰入金	438,563
9 諸収入		71,917
	1 延滞金、加算金及び過料	2,154
	2 預金利子	15
	3 雑入	69,748
歳 入 合 計		6,296,475

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		128,658
	1 総務管理費	116,540
	2 賦課徴収費	11,465
	3 運営協議会費	637
	4 趣旨普及費	16
2 保険給付費		3,708,220
	1 療養諸費	3,261,658
	2 高額療養費	394,520
	3 移送費	2,472
	4 出産育児諸費	29,100
	5 葬祭諸費	20,470
3 老人保健拠出金		873,099
	1 老人保健拠出金	873,099
4 介護納付金		314,410
	1 介護納付金	314,410
5 共同事業拠出金		117,555
	1 共同事業拠出金	117,555

6 保健事業費		46,136
	1 保健事業費	46,136
7 公債費		323
	1 公債費	323
8 諸支出金		990,092
	1 償還金及び還付加算金	38,512
	2 基金積立金	147
	3 旧市町村借入金返済金	951,433
9 予備費		117,982
	1 予備費	117,982
歳 出 合 計		6,296,475

## 平成17年度 伊勢市老人保健医療特別会計暫定予算

平成17年度 伊勢市の老人保健医療特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,452,578千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出暫定予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 支払基金交付金		3,269,330
	1 支払基金交付金	3,269,330
2 国庫支出金		1,530,836
	1 国庫負担金	1,530,836
3 県支出金		389,945
	1 県負担金	389,945
4 繰入金		210,971
	1 一般会計繰入金	210,971
5 諸収入		51,496
	1 延滞金及び加算金	3
	2 預金利子	10
	3 雑入	51,483
歳入	合計	5,452,578

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		40,690
	1 総務管理費	40,690
2 医療諸費		5,220,911
	1 医療諸費	5,220,911
3 公債費		1,000
	1 公債費	1,000
4 諸支出金		187,469
	1 償還金	187,469
5 予備費		2,508
	1 予備費	2,508
歳 出 合 計		5,452,578

## 平成 1 7 年度 伊勢市介護保険特別会計暫定予算

平成 1 7 年度 伊勢市の介護保険特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 , 3 7 3 , 7 4 6 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出暫定予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、6 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 保険料		549,285
	1 介護保険料	549,285
2 支払基金交付金		1,298,500
	1 支払基金交付金	1,298,500
3 国庫支出金		904,798
	1 国庫負担金	762,691
	2 国庫補助金	142,107
4 県支出金		437,019
	1 県負担金	434,398
	2 県補助金	2,621
5 財産収入		21
	1 財産運用収入	21
6 繰入金		970,529
	1 一般会計繰入金	731,235
	2 基金繰入金	239,294
7 諸収入		169,387



款	項	金額
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	169,384
8 市債		44,207
	1 財政安定化基金貸付金	44,207
歳入	合計	4,373,746

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		171,102
	1 総務管理費	100,989
	2 徴収費	14,739
	3 介護認定諸費	55,374
2 保険給付費		4,071,169
	1 介護サービス等諸費	4,071,169
3 財政安定化基金拠出金		6,449
	1 財政安定化基金拠出金	6,449
4 基金積立金		48
	1 基金積立金	48
5 公債費		250
	1 公債費	250
6 諸支出金		122,728
	1 償還金及び還付加算金	122,728
7 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出	合 計	4,373,746

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
財政安定化基金貸付金	<div style="text-align: right;">千円</div> 44,207	証書借入	無利子	三重県介護保険財政安定化基金 条例第8条第1項の規定による

## 平成 17 年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計暫定予算

平成 17 年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,896 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出暫定予算」による。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 事業収入		15,385
	1 事業収入	15,385
2 県支出金		4,174
	1 県補助金	4,174
3 繰入金		9,888
	1 一般会計繰入金	9,888
4 諸収入		1,449
	1 雑入	1,449
歳入合計		30,896

歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		1,562
	1 総務管理費	1,562
2 公債費		29,334
	1 公債費	29,334
歳 出 合 計		30,896

## 平成 1 7 年度 伊勢市福祉資金貸付事業特別会計暫定予算

平成 1 7 年度 伊勢市の福祉資金貸付事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 6 3 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出暫定予算」による。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入		(単位 千円)	
款	項	金	額
1 事業収入			432
	1 事業収入		432
2 諸収入			531
	1 雑入		531
歳	入	合	計
			963



歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		963
	1 総務管理費	963
歳 出	合 計	963

## 平成 1 7 年度 伊勢市まちなみ保全事業特別会計暫定予算

平成 1 7 年度 伊勢市のまちなみ保全事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 7 , 6 3 7 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出暫定予算」による。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 財産収入		50
	1 財産運用収入	50
2 繰入金		36,051
	1 基金繰入金	36,051
3 諸収入		11,536
	1 貸付金元利収入	5,757
	2 雑入	5,779
歳入合計		47,637

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		17,637
	1 総務管理費	17,637
2 事業費		30,000
	1 事業費	30,000
歳 出	合 計	47,637

## 平成 1 7 年度 伊勢市農業集落排水事業特別会計暫定予算

平成 1 7 年度 伊勢市の農業集落排水事業特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 4 , 9 2 2 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出暫定予算」による。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 分担金及び負担金		150
	1 分担金	150
2 使用料及び手数料		12,579
	1 使用料	12,579
3 繰入金		17,980
	1 他会計繰入金	17,980
4 諸収入		4,213
	1 雑入	4,213
歳入合計		34,922

歳 出

(単位 千円)

款	項	金額
1 農業集落排水事業費		20,683
	1 総務費	247
	2 維持管理費	20,436
2 公債費		14,239
	1 公債費	14,239
歳 出 合 計		34,922

## 平成 1 7 年度 伊勢市離宮の湯特別会計暫定予算

平成 1 7 年度 伊勢市の離宮の湯特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5 , 6 7 8 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出暫定予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 , 0 0 0 千円と定める。



第1表 歳入歳出暫定予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 使用料及び手数料		6,111
	1 使用料	6,111
2 財産収入		113
	1 財産売払収入	113
3 繰入金		5,754
	1 他会計繰入金	5,754
4 諸収入		3,700
	1 雑入	3,700
歳入合計		15,678

歳 出 (単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		15,678
	1 総務管理費	15,678
歳 出 合 計		15,678

## 平成 1 7 年度 伊勢市土地取得特別会計暫定予算

平成 1 7 年度 伊勢市の土地取得特別会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 9 9 , 3 8 3 千円と定める。

2 歳入歳出暫定予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出暫定予算」による。

第1表 歳入歳出暫定予算

歳入		(単位 千円)
款	項	金額
1 財産収入		358
	1 財産運用収入	357
	2 財産売却収入	1
2 繰入金		199,023
	1 基金繰入金	199,023
3 諸収入		2
	1 雑入	2
歳入合計		199,383

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 用地取得事業費		199,383
	1 管理費	358
	2 事業費	199,025
歳 出	合 計	199,383

平成17年度伊勢市病院事業会計暫定予算

(総 則)

第1条 平成17年度伊勢市病院事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 病 床 数	419 床
(2) 患 者 数	入 院 55,115 人
	外 来 112,000 人
	健診・ドック 5,066 人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	入 院 365 人
	外 来 1,120 人
	健診・ドック 41 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

收 入	予 定 額
款 項	
第1款 病 院 事 業 収 益	3,216,162
第1項 医 業 収 益	2,881,782
第2項 健 診 収 益	107,852
第3項 医 業 外 収 益	226,428
第4項 特 別 利 益	100

(単位：千円)

支		出
款	項	予 定 額
第1款	病 院 事 業 費 用	3,216,127
第1項	医 業 費 用	2,979,309
第2項	健 診 費 用	64,941
第3項	医 業 外 費 用	170,777
第4項	特 別 損 失	100
第5項	予 備 費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額250,539千円は、一時借入金で措置するものとする。)

(単位：千円)

収		入
款	項	予 定 額
第1款	資 本 的 収 入	367,500
第1項	負 担 金	50,000
第2項	企 業 債	317,500

(単位：千円)

支		出
款	項	予 定 額
第1款	資 本 的 支 出	618,039
第1項	建 設 改 良 費	432,704
第2項	企 業 債 償 還 金	185,335

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	健診センター 建設事業	762,000	17	317,500
				18	444,500

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
健診センター建設事業	千円 317,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入れ る政府資金及び公営企業金 融公庫資金について、利率 の見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	政府資金及び金融公庫資金につい ては、その融通条件により、銀行その他 の場合には、その債権者との協定によ るものとする。ただし、財政の都合に より据置期間及び償還期間を短縮し、 又は、繰上償還もしくは低利に借換え することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

項	目	予	定	額	
(1) 職	員	給	与	費	1,740,884
(2) 交	際	費			400



(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

(単位：千円)

項 目	予 定 額
(1) 病院群輪番制病院運営費補助金	12,855

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は 687,567千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	腹部超音波診断装置	一 式

平成17年度 伊勢市水道事業会計暫定予算

(総則)

第1条 平成17年度伊勢市水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 給 水 戸 数	53,620 戸
(2) 総 給 水 量	7,721 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	51,130 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良工事の概要	(単位 千円)
ア 原水施設更新事業	113,527
イ 配水管新設及び改良工事	613,064
ウ 老朽管更新事業	39,000
エ 加圧施設更新事業	215,173

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款 項	収 入 予 定 額
第1款 水道事業収益	1,364,294
第1項 営業収益	1,322,398
第2項 営業外収益	40,592
第3項 簡易水道収益	1,303
第4項 特別利益	1

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	水 道 事 業 費 用	1, 317, 043
第 1 項	営 業 費 用	1, 118, 375
第 2 項	営 業 外 費 用	183, 956
第 3 項	簡 易 水 道 費 用	2, 712
第 4 項	予 備 費	12, 000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額652, 378千円は、過年度分損益勘定留保資金等652, 378千円で補填するものとする。)

(単位 千円)

収		入
款	項	予 定 額
第 1 款	資 本 的 収 入	590, 866
第 1 項	企 業 債	345, 000
第 2 項	負 担 金	245, 866

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	資 本 的 支 出	1, 243, 244
第 1 項	建 設 改 良 費	988, 701
第 2 項	債 還 金	254, 543

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ186,647千円及び173,756千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額 (単位 千円)
水道料金等徴収業務委託	自平成17年度～至平成20年度	222,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水管敷設事業費	82,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び金融公庫資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
増口径管敷設替事業費	65,000			
加圧施設更新事業費	198,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	224,030
(2) 交 際 費	10

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、22,621千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、17,000千円と定める。

平成17年度 伊勢市下水道事業会計暫定予算

(総則)

第1条 平成17年度伊勢市下水道事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

項 目	予 定 量
(1) 排 水 戸 数	4,902 戸
(2) 総 排 水 量	765 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 排 水 量	5,098 m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 工 事 の 概 要	(単位 千円)
ア 汚水管渠敷設工事	3,080,068
イ 雨水管渠敷設工事	168,512
ウ ポンプ場築造工事	1,315,447

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

収 入	予 定 額
款 項	
第1款 下水道事業収益	419,903
第1項 営業収益	216,598
第2項 営業外収益	203,304
第3項 特別利益	1

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	下水道事業費用	654,059
第 1 項	営業費用	435,804
第 2 項	営業外費用	214,172
第 3 項	特別損失	1
第 4 項	予備費	4,082

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

収		入
款	項	予 定 額
第 1 款	資本的収入	6,572,869
第 1 項	企業債	4,320,500
第 2 項	負担金	234,972
第 3 項	国庫補助金	1,983,512
第 4 項	県補助金	33,885

(単位 千円)

支		出
款	項	予 定 額
第 1 款	資本的支出	5,983,768
第 1 項	建設改良費	5,748,881
第 2 項	企業債償還金	234,687
第 3 項	受益者負担金返還金	200

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ35,224千円及び63,470千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
小林排水樋門工事委託	平成18年度	108,820千円
水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金	自 平成18年度 至 平成22年度	1,218千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額 (単位 千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
流域関連公共下水道事業債	3,648,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び金融公庫資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
流域下水道事業債	1,080,800			
公共下水道事業債	258,100			
特定環境保全公共下水道事業債	13,100			



(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,025,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

項 目	予 定 額
(1) 職 員 給 与 費	129,773

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計から繰入れを受ける金額は、65,204千円である。

平成17年度 伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計暫定予算

(総則)

第1条 平成17年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計の暫定予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

入居居室数 9室

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 グループホーム事業収益	14,542千円
第1項 営業収益	14,541千円
第2項 営業外収益	1千円

支出

第1款 グループホーム事業費用	12,554千円
第1項 営業費用	12,370千円
第2項 営業外費用	179千円
第3項 予備費	5千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,745千円は、繰越資金1,745千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 0千円

支 出

第1款 資本的支出 1,745千円

第1項 企業債償還金 1,745千円

(一時借入金)

第5条 借入金の限度額は、7,000千円と定める。